

◆新型コロナウイルス感染症対策に係る現状と課題について

市民派クラブの中西智子です。

「新型コロナウイルス感染症対策に係る現状と課題について」一般質問いたします。

①—1

1点目に新型コロナワクチン接種に関してお聞きします。

当市では新型コロナワクチン接種体制について、所管部署において早期から取組まれ、医師会との調整による打ち手の確保や、集団接種会場の設置や個別接種を含むワクチン配送システムの手配など、さまざまにご尽力いただいていたと承知しています。

ワクチン接種について、以下の件について質問します。

全国の接種状況について、首相官邸等のホームページには、6月12日時点で1回目の接種数は1204万9,932、接種率9.48%、2回目の接種数は206万228、接種率1.62%となっています。この数値はワクチン接種記録システム（略称VRS）に記録され、集計されたデータが用いられており、VRSに記録された接種券を発行した自治体が属する都道府県単位で集計されているとのことです。

市は箕面市民の接種状況をどのように把握されているのでしょうか。医療従事者や75歳以上、65歳以上の高齢者の接種状況はいかがでしょうか。VRS入力については、箕面市ではどのような手順で行い、どこが担っているのでしょうか。

答弁①—1

ただいまの中西議員からのご質問に対しまして、ご答弁いたします。

まず、「接種状況の把握方法」についてですが本市では、VRSへ登録された情報をもって接種状況を把握することとしています。

次に、「医療従事者等の接種状況」についてですが、医療従事者への接種は大阪府が担っているため、現時点での接種状況は把握していません。

また、「年齢を区分した接種回数」についてですが、VRS では年齢を保有していないため出すことはできませんが、VRS による65歳以上の接種回数については、6月16日現在、10,181回となっています。

「VRS への入力」については、国から貸与されたVRS用タブレットまたはパンチ業者による入力を実施しているところです。

以上でございます。

医療従事者の希望する人たちの接種がどうであるのかについて、気にかかりますがこれまでも大阪府の所管なので分からない、ということですが、箕面市から情報を情報提供を求めていただくことを、引き続き要望します。

#### ①—2

国は11月までに希望者全員の接種を完了させると宣言していますが、箕面市の状況や見通しはいかがでしょうか。

接種開始の前後など、国からのワクチン供給等の情報提供が遅く、現場では大変ご苦労されていたと認識しています。65歳以上の高齢者の接種はいつ頃完了する見通しでしょうか。また6月11日からは16歳から64歳の方々への接種券の配布が行われましたが、3月末に策定された接種実施計画では、60歳から64歳、16歳から59歳のいわゆる「一般」の方々の接種について、それぞれ9月上旬、10月末に2回目の接種を終えるスケジュールとなっていました。国・府の接種会場が追加されたこともあり、今後は、当初よりも前倒して推移しそうですね。

直近の国からの情報提供は進化したのでしょうか。市の実施計画に沿った進捗が担保されると捉えたらいいのか、否か、改定の必要なども併せてお伺いします。

#### 答弁①—2

「接種完了の見通しと国府の接種会場の追加による接種スケジュール、国からの情報提供、市の実施計画に沿った進捗と計画の改定の必要性」について、ご答弁い

たします。

本市における接種希望者への接種完了の見通しですが、10月末の完了を計画し、65歳以上の高齢者への接種は、7月末の完了を目指しているところです。

国・府の接種会場の追加によるスケジュールへの影響については、接種が開始されたところであり、現時点をもって市のスケジュールへの影響を評価することは難しい状況です。

国からは、これまでどおり随時情報提供されていますが、ワクチンの供給量などの要素があるため、市の実施計画に沿った進捗が担保されているとは考えておりません。市としては、今後のワクチンの供給量を見極め、国府による接種会場の開設、職域接種の開始など環境の変化に適切に対応しながら、接種に努めてまいります。以上でございます。

### ①—3

また国や府等の接種会場が設置されたことで、箕面市内の接種予約にはどの程度、影響するのでしょうか。

国・府の予約システムは市の予約と連動していないようです。市の集団接種会場を予約された方が、国・府の集団接種会場、または個別接種の予約を重複された場合、キャンセル手続きをしなくてはなりません。LINEやwebで予約された方は、それぞれパソコン上での処理を求められたケースがあったようで、このキャンセル手続きがけっこう面倒だったという声もあります。何分、初めてのことなので仕方がない側面があると思いますが、これらの件についての状況と対策等をお伺いします。

### 答弁①—3

「国や府の接種会場が設置されたことで箕面市の接種予約にどの程度影響するのか。LINEやWEB予約によるキャンセルの手間と対策」について、ご答弁いたします。

国や府の接種会場設置による本市の接種予約への影響についてですが、自衛隊が実施している大規模接種センターの対象が18歳以上64歳以下となったこと等による影響は現時点では特に出していませんが、「箕面市が16歳以上に早く接種券を

発送してくれたおかげで、大規模接種会場の予約が取れました。素晴らしい対応に感謝します。」と市民から喜びの声が寄せられています。

一方、市の予約のキャンセルについては、LINE では「予約キャンセル」のメニューから、WEB の新型コロナワクチン予約システムでは「マイページ」からできる仕組みとなっており、それぞれで予約された方であれば、簡便に手続きいただくと考えます。なお、LINE や WEB で予約された場合でも、コールセンターでキャンセルの手続きを承っています。

以上でございます。

キャンセルについては、LINE や WEB で予約した場合でも電話でのキャンセルができる、ということで確認させていただきました。

また予約についても、LINE 等の手続きにかなり手間取ったという話を少なからず聞いています。多様な方々が安心して予約できるための手続きの支援が必要であると考えますので、これは要望とさせていただきます。

#### ①—4

次に新型コロナワクチンに関する市民への情報提供についてお聴きします。

この新型コロナワクチン接種は、任意接種です。打つ・打たないは個人が決めることであり、そのための判断材料を、市民のみなさんにきちんと提供すべきであると考えます。

まず、複数の変異株の存在が報道されていますが、このワクチンの有効性に関するエビデンスはどのようなものでしょうか。（どのような効果がどれだけの期間得られるのか）

#### 答弁①—4

「ワクチンの有効性に関するエビデンス」について、ご答弁いたします。

現在、市の接種で使用しているファイザー製のワクチンについては、厚生労働省のホームページにおいて有効性が示されています。

以上でございます。

#### 再質問①—4

残念ながら今のはご答弁になっていません。例えば、市民のみなさんから問いあわせがあった場合、厚労省のホームページを見なさい、とだけお答えになるのでしょうか。感染予防、発症予防、重症化予防、集団免疫効果など、どのような効果があるのか。どれだけ持続するのかについて、そしてその根拠など、再度ご答弁を求めます。

#### 答弁再質問①—4

「ワクチンの感染予防、発症予防等の効果、持続性とその根拠」について、ご答弁いたします。

先の答弁は、「エビデンス」、つまり、科学的根拠、臨床的な裏づけを聞かれましたので、正確性を期すため厚生労働省のホームページを見ていただくのが最適かと考えました。今回の感染予防等のご質問ですので、これも厚生労働省のホームページからですが、その有効性をご紹介します。

「新型コロナウイルス感染症の発症を予防します。

ワクチンを受けた人が受けていない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ないということが分かっています。発症予防効果は約95%と報告されています。

なお、本ワクチンの接種で十分な免疫ができるのは、2回目の接種を受けてから7日程度経って以降とされています。現時点では感染予防効果は十分には明らかになっていません。ワクチン接種にかかわらず、適切な感染防止策を行う必要があります。」と記載されています。

以上でございます。

#### ①—5

副反応について、厚労省のホームページを辿ると、医療機関またはワクチン製造販売業者からの報告が5月26日付でアップされており、接種後に85名が死亡した事例の詳細についても掲載されています。因果関係についてほとんど「評価不能」「関連なし」としていますが、重い「後遺症あり」「未回復」の区分には「関連あり」と記載されているものもあります。

さて、箕面市での副反応の状況把握はどのようにされているでしょうか。

また副反応が出た場合の、情報処理の流れと併せて教えてください。（医師、市など）

さらに帰宅後に重い副反応が出た場合の支援体制なども教えてください。

#### 答弁①—5

本市での副反応の状況把握と副反応が出た場合の情報処理の流れ。帰宅後に重い副反応が出た場合の支援体制」について、ご答弁いたします。

まず、重い副反応疑いの報告の対象となる症状の発生を知った医師又は医療機関の開設者は、予防接種法第 12 条に基づき、報告しなければならないこととされています。

重い副反応疑い例が出た場合には、医療機関が独立行政法人医薬品医療機器総合機構に報告し、同機構が厚生労働省に情報を共有した後、厚生労働省は市町村に情報共有する流れとなります。

帰宅後に重い副反応が出たときは、かかりつけ医への相談や救急搬送の要請による対応となります。

なお、本市においては、接種会場において副反応等により救急搬送の必要が生じた場合は、市立病院を後送病院とする体制を整えています。

以上でございます。

#### 再質問①—5

わかりました。

では現時点での箕面市民の副反応の状況はいかがでしょうか

#### 答弁再質問①—5

「現時点での箕面市民の副反応の状況」について、ご答弁いたします。

現時点で、厚生労働省から重い副反応の疑い例の情報共有はありません。

以上でございます。



これから若い世代の接種が増えてきますので、強い副反応の例が増す可能性があります。万全の支援体制をお願いいたします。

①—6

さて「妊婦または妊娠している可能性のある女性には予防接種上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ接種すること・・・」（コミナティ筋注添付文書）というふうにワクチンの説明書に記載があり、慎重な意見を寄せる専門家がある一方で、厚生労働省は妊婦が接種しても問題ない、とする Q&A をホームページに掲載しています。当事者にとっては、非常に悩ましいことと思います。

市民がそれぞれ判断できるための情報提供をしっかりと行っていただきたいと考えます。市の見解を求めます。

答弁①—6

「市民がそれぞれ判断できるための情報提供」について、ご答弁いたします。新型コロナワクチン予防接種を受ける、受けないは、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、ご自身でご判断いただくものと考えています。

そのための情報については、これからも接種券送付時に同封するチラシや市ホームページなどを活用し、適時適切に提供します。

以上でございます。

①—7

コロナワクチンワクチンを接種された方に、接種日時を記した証明書シールが貼付されます。これを「ワクチンパスポート」代わりに利用しようという動きが出てくるのではないかと懸念します。接種後にこのようなシールを発行されている理由について、念のため確認しておきたいと思っておりますので、よろしく願います。

現在のところ、国もワクチンパスポートは発行しない、と明言していますが、市民間の分断や差別につながらない配慮が大切だと考えます。接種する自由、しない自由があり、したくてもできない人もいます。

泉大津市では市のホームページに市長のメッセージが掲載され、同調圧力を生まないように接種の強要や行動制限を求めないこと、同調圧力や差別があってはならないことが強調されていました。

箕面市にも、不接種者への配慮と併せて、市民に対して客観性のある情報をしっかり提供していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。市の見解及び丁寧な周知を求めます。

さらに、国は12歳～15歳の子どもに対しても、接種ができるという方針を打ち出しました。子どもへの影響について、大変憂慮します。米国では、12歳から15歳の子どもへのワクチン接種は親にためらいがあり、積極的に接種を表明しているのは3割程度、との報道がありました。十分な治験がないなかでの若年層への接種について危惧いたします。

保護者に対して、十分な情報提供を求めます。

#### 答弁①—7

「接種後の数日後に接種日時を記載した証明書のようなものが発行されている理由」について、ご答弁いたします。

本市においては、接種券と同じ台紙に記載している「新型コロナワクチン予防接種済証(臨時)」と予防接種法施行規則に基づく「予防接種済証」を発行しています。

なお、「客観性のある情報発信」については、先にご答弁したとおり、これからも接種券送付時に同封するチラシや市ホームページなどを活用し、適切に提供してまいります。

以上でございます。

同調圧力や差別を生まないように市が強いメッセージを発信してくださるようお願いいたします。またインターネットを利用しない市民への配慮を含めて、是非、十分なわかりやすい情報提供のあり方を検討していただきますよう、重ねて要望いたします。



①—8

つぎに新型コロナワクチンの優先接種について伺います。

6月1日付けで、「新型コロナワクチンロス対策基本方針」が策定されました。キャンセル待ち名簿に登載する人のなかに、介護施設事業所の職員以外の、民間のエッセンシャルワーカーが含まれていないのは、何故でしょうか。

またキャンセル待ちが発生した場合ではなく、そもそもの優先接種対象者に加えるべきだと考えますが、市の見解を求めます。

答弁①—8

「新型コロナワクチンの優先接種」について、ご答弁いたします。

本市の新型コロナワクチンロス対応基本方針では、市役所職員等待機者名簿中の「保育所・幼稚園・小中学校職員」と「環境クリーンセンター職員」において、民間の保育士や教員などを含んで名簿を調製することとしています。

また、キャンセル待ちではなく、そもそもの優先接種対象者に加えるべきとのご指摘ですが、国が示した接種順位を基本として接種を進めており、現時点で優先接種の対象とする予定はありません。

本市では、大阪市や堺市のような大規模接種センターを設置して、エッセンシャルワーカーを優先接種することは困難なため、自衛隊及び大阪府が実施している大規模接種センターの年齢枠が18歳以上64歳以下も対象となったことから、義務ではないことを前提に教職員や保育士、幼稚園教諭を含め、全職員に職免による接種勧奨の通知を行ったところです。

また、保育所・幼稚園・小中学校等の職員については、新型コロナワクチンの大規模接種センターの積極的な活用を促すべく周知してまいります。

以上でございます。

「新型コロナワクチンロス対策基本方針」においてワクチン余剰が生じた場合の取り扱いが定められていますが、集団接種会場の4番目、個別医療機関会場の8番目、というそれぞれ最後列に位置づけられた市職員の中に「エッセンシャルワーカー」が含まれています。このエッセンシャルワーカーに民間の方も含めるとのことでお伺いしましたが、エッセンシャルワーカーへの配慮ある政策判断を示

していただきたかったと思います。

2点目に、保健所の**設置**についてお伺いします。

②—1

昨年度の第3回定例会に市長は保健所を箕面に設置することへの意気込みを語って下さいました。そして今年度の第1回定例会において、市長は、その考えが変わっていないことを明確にされ、この第3回定例会では、市長から「現在交渉中の段階である」という一歩前進した報告をいただきました。そこで、市長が考えておられるところの保健所の設置についてお伺いします。

箕面市における保健所の復活は、多くの市民の願いであると捉えていますが、その可能性や条件、手続きについて確認しておきたいと思います。

保健所は、地域住民の健康を支える中核となる施設であり、疾病の予防、衛生の向上など、地域住民の健康の保持増進に関する業務を地域保健法に基づいて行っており、都道府県、指定都市、中核市、特別区などに設置されています。

市長の構想では、池田分室としてお考えなのでしょうか。法的にどのような手法が可能なのか、どのような選択肢があるのか、説明をお願いします。

答弁②—1

「保健所の誘致を池田分室として考えているのか。法的にどのような手段があるのか。どのような選択肢があるのか」について、ご答弁いたします。

保健所は、地域保健法に基づき設置されるもので、手段や選択肢については、これまで常任委員会等でご答弁したとおり、検討中の状況です。

以上でございます。

②—2

先の民生常任委員会では、池田保健所の老朽化についての市長のご発言がありましたが、現在、池田市では、公共施設の再配置のなかに保健所も位置付けられていたことがあるように聞き及んでいますが、市はどのように把握しておられるの

でしょうか。

また現在、市長（市）は交渉中とのことで、おそらく交渉相手は大阪府ではないかと考えます。現在はコロナ問題で府は多忙を極めていると思われるので、協議は中断されているかもしれませんが、大阪府の窓口はどこになるのでしょうか。

行財政改革の一貫で池田保健所・箕面分室が廃止されたという経緯がありますが、一旦廃止したものを復活させるのは、可能なのでしょうか。その場合、どのような条件と手続きが必要となるのでしょうか。ご答弁を求めます。

## 答弁②—2

「池田市の公共施設再配置と大阪府の窓口、保健所の復活の条件と手続き」について、ご答弁いたします。

まず、池田市では、行財政改革プランⅢにおいて「池田保健所の移転とそれに伴う施設配置の検討」の項目がありますが、公共施設の再配置の中での保健所の位置づけについては、承知いたしておりません。

次に、大阪府の窓口についてですが、現時点では庁内での検討段階であり、コンタクトしている府の窓口はありません。

次に、復活の条件と手続きについては、今後の検討・調整の中で整理していくべきことと考えています。

以上でございます。

市長は、この6月議会の民生常任委員会において「今は交渉中だ」とご答弁されました。コロナの渦中で保健所等が大変な折なので具体的に進めることができない、とも述べておられました。しかし、今のご答弁では、実のところは、まだ庁内での検討段階で、交渉どころか、府の窓口さえ決まっていない、という状況であると認識いたしました。なお庁内で、何をどのように検討されているのかも不明です。

この件につきましては、速やかに庁内の検討チームを立ち上げるなど、前に進

めてくださるようによ望いたします。

3点目に、コロナ禍で浮き彫りになった、支援が必要な市民への対応について伺います。

③—1

市は、昨年、介護事業所、障害福祉事業所へのコロナ下での困りごとについてアンケートを実施されました。その結果を受けて、現在はどうのような支援策を検討されているのでしょうか。

答弁③—1

「介護・障害者事業所へのアンケート実施結果を受け検討した支援策」について、ご答弁いたします。

市が令和2年8月に実施した事業所アンケート調査の結果からは、おもに衛生用品の確保、職員の確保、感染に対する不安及びサービス利用者の減少に伴う事業収入や障害者の就労継続支援事業所における工賃の減少といった事業運営面における課題が挙げられました。

これに対し市としては、陽性者が発生した施設等に対して、市備蓄品や寄贈品などを活用した衛生用品の提供を行うとともに、高齢者施設等の感染拡大防止策として府が実施する、福祉施設等の全従事者を対象とした「スマホ検査センター」や、先般通所系事業所も対象に追加された「高齢者施設等従事者定期PCR検査」などについて、事業者への積極的な利用を促しているところです。

また、職員の確保については、入所系の社会福祉施設等において多くの職員が陽性者となり、法人内での対応が困難となった場合においてもサービスの継続運営を確保するため、府の応援職員派遣制度を事業者が迅速に活用できるように、制度の周知を図っています。

さらには、高齢者施設等におけるクラスター発生を未然に防止するため、本年2月から3月にかけて、市内の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対して、市立病院の感染管理認定看護師とともに健康福祉部職員が巡回訪問し、各施設の感染防止対策の現状を確認して、適切なアドバイスを行いました。本年6月2

5日からは市内の障害者グループホームに対して、巡回訪問を開始し、施設内の感染拡大防止の徹底を図ります。

次に、市民への影響の把握についてですが、高齢者については、外出控え等による身体機能及び認知機能への影響が懸念されるため、地域包括支援センターやケアマネジャーが相談に応じ、必要な介護サービス利用や要介護認定申請につなげています。また、障害者市民については、基幹相談支援センターや相談支援事業所、障害当事者団体からの声を聞きながら、状況の把握に努めています。

健康福祉部においては、逐次関係施設から高齢者や障害者、施設職員の感染報告を受けていますが、市においては今なお多くの市民がコロナの影響を受けているものと認識しています。以上でございます。

### 再質問③—1

「スマホ検査センター」や「高齢者施設等定期 PCR 検査」は、クラスター対策として位置づけられていると承知していますが、市内施設の利用状況はどのようになっていますか。また訪問サービスの事業者に対しての行政検査はどうなっているでしょうか。

さらに、陽性者が出ていない事業所への衛生用品の提供はいかがでしょうか。また障害者の就労支援等を行なう事業所のサービス利用者減少に伴う事業運営面での課題について、市はどのように支援を考えておられるでしょうか。

また高齢者や障害者の事業所や施設の従事者以外にも、コロナ禍に遭っている市民がいらっしゃると思いますが、市はどのように把握されていますか。

また、どのような人たちがコロナ禍に遭っているであろうとお考えでしょうか。

### 答弁再質問③—1

「スマホ検査センター等の市内施設の利用状況」について、ご答弁いたします。検査の実施主体が大阪府であるため、本市では利用状況の把握はできませんが、積極的な利用を呼びかけています。訪問系サービス事業者については、「高齢者施設等従事者定期 PCR 検査」の利用対象ではありませんが、少しでも症状があれば「高齢



者施設等「スマホ検査センター」を利用できます。

次に、「陽性者が出ていない事業所への衛生用品の提供」については、各事業所が府の「介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業（かかり増し補助金）」を必要に応じて活用されてきたところですが、今年度の国の報酬改定において、本体報酬により手当てされたところです。

次に、「障害者の就労支援等を行う事業所における利用者減少に伴う事業運営面での課題」についてですが、報酬が日額制であり、利用者の減少が事業所の収入の減少につながることから、国通知により、利用者に対して在宅等で支援を実施した場合に報酬算定が可能になる対応が講じられ、また、就労支援を行う事業所については、令和3年度の報酬改定により、在宅での支援要件が緩和されました。市は各事業所に対し都度周知に努めています。

次に、「コロナ禍に遭っている市民の把握」については、自らSOSが発信できるかたは、市民相談窓口や生活困窮者自立支援事業による生活相談窓口などにより把握し、自らSOSが発信できないかたについては、市内の福祉関係団体、事業者や民生委員・児童委員等関係機関の見守りなどにより、把握に努めているところです。以上でございます。

症状がなければ無料の行政検査を受けることができません。また社会的雇用の事業所等、支援の狭間にある事業所等への支援に取り組んでいただくよう要望いたします。

### ③—2

支えあいステーションはどのように機能していたのでしょうか。コロナ下での相談件数、内容についてはどのように推移したのでしょうか。またどのような問題があり、いかに対応されたのでしょうか。見えてきた課題は何でしょうか。

### 答弁③—2

「ささえあいステーションの機能、コロナ禍での相談件数・内容の推移、課題と対応、見えてきた課題」について、ご答弁いたします。

緊急事態宣言が発令された令和2年4月7日から5月25日までと、令和3年4月25日から6月20日までの期間においては、ささえあいステーションを開所す



る公共施設などの閉館に伴い、ささえあいステーションを一時的にライフプラザに集約し、総合相談窓口業務等を実施しました。

相談件数は、令和2年度が319件で、コロナ禍の影響により、前年度比188件の減少となりました。相談経路では外出自粛や感染症拡大防止の意識の高まりから、来所による相談が減り、電話による相談数が来所による相談数を上回っています。

コロナに関する相談は、令和2年度に23件、令和3年度4月から5月に4件ありました。個別相談では、減収や失業等による生活費に関する相談があり、緊急小口資金や総合支援資金の貸付を担当する生活相談窓口へ同行するなどの対応を行いました。また、地域相談では、地域活動団体からコロナ禍でもできる活動や支援に関する相談が増加し、ボランティア団体や自治会等を対象とした感染予防対策補助金の情報提供や、地域での活動の紹介として、手作りマスクのお届け、サロン参加者への電話による声かけ活動、役立つ生活情報などをささえあい通信で発信し、コロナ禍で新たに始まった見守り・声かけ活動など住民による支え合い・助け合い活動が進むよう支援したところです。

相談から見えてきた課題としては、失業や就労機会の減少による収入の減少、外出抑制による人とのつながりの減少から来る心身の不調などが挙げられます。

今後も、コロナ禍においても年齢や分野を問わず住民のお困りごとを受け止め、適切な支援機関につなぎ、専門支援機関と連携しながら解決を図っていく必要があると考えています。

以上でございます。

### ③—3

生活保護制度の柔軟な運用について、非保護世帯の推移はいかがでしょうか。資産要件緩和の対象となった件数はどれくらいあったのでしょうか。

介護、障害福祉関連の事業所における感染者情報については、健康福祉部で把握されていると思いますが、回復後の後遺症の有無や、個別支援の必要性などは、どのように把握・判断をされているのでしょうか。

### 答弁③—3

生活保護の被保護世帯の推移、資産要件緩和の対象となった件数」について、ご答弁いたします。

まず、被保護世帯の推移についてですが、生活保護受給世帯は、令和2年3月末の910世帯から、令和3年3月末の940世帯へと増加傾向にあります。次に、資産要件の緩和についてですが、第一回目の緊急事態宣言発出時から、適切な保護の実施についての通知が国から発出され、速やかな保護の決定や弾力的な運用などについて示されています。

弾力的な運用の実例では、活用すべき資産とされている自動車について、緊急事態措置経過後に収入が増加すると考えられる場合は保有を認めることとされており、この間、1世帯について、自動車の処分指導を保留しています。また、家賃基準を超える住宅にお住いのかたからの申請については、状況に合わせ転居指導を保留することとなっており、この間2世帯について、この取り扱いにより転居指導を保留しています。

このほか、申請者の個々の状況にあわせ、速やかな保護の決定はもとより、生活困窮者自立相談支援事業による生活相談窓口においても、生活保護への連携を意識した支援を実施しているところです。

「介護、障害福祉関連の事業所における感染者情報の把握」についてですが、市内の介護保険サービス及び障害福祉サービス事業所については、感染者発生時には市へ報告いただき、支援の必要性を把握することとしており、必要に応じてマスクやガウン等の衛生物資を支援するほか、大阪府の応援派遣制度につなぐ等の対応を行っています。

感染者の個々の回復後の後遺症の有無等は把握しておりませんが、利用者である高齢者、障害者のかたで、感染後に個別支援が必要な場合については、ケアマネジャーや相談支援専門員等が保健所と相談し、必要なサービス提供の確保等を行っています。

以上でございます。

先般、国・府も後遺症の検証を行うとの報道がありましたが、仕事や通学に大きく影響しているケースがあるかもしれません。相談窓口の設置等、市のできる子

とについて検討をはじめていただきますようお願いいたします。

③—4

例えば、吹田市では介護サービス事業所・介護施設、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所等に対し、サービスの継続ができるよう、通常では想定されないかかり増し経費(追加の人件費等)を補助する支援や、感染防止用物品等の購入補助・配付を行っています。

また、家族介護者が新型コロナウイルス感染症により入院し、濃厚接触者となった要介護者等の在宅生活を緊急的に支援する事業所等に、人件費相当額の経費等の支援を市単独で行っています。箕面市においても、今後、このような支援を検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

答弁③—4

市での支援策の検討」について、ご答弁いたします。

追加の人件費等のかかり増し経費の補助や、感染防止用物品等の購入補助は、都道府県、政令市及び中核市を対象とした国の補正予算事業のメニューにあり、事業者へ活用を呼びかけてきました。

吹田市が実施されているような市独自の支援策について現時点では検討はしておりませんが、今後、必要な支援については引き続き検討し、時宜に応じて適切に実施してまいりたいと考えています。

以上でございます。

是非、箕面市においても独自の支援策を前向きに検討していただくよう提案・要望いたします。

多様な困りごとを抱えた人たちは、どこに相談してよいか分からない。心身ともに疲弊してしまい、市のホームページを検索する力が湧いてこないケースが少なからずあるようです。

今月11日、内閣府「高齢社会白書」によると、60歳以上の高齢者の3人に1人は「親しい友人がいない」とのことです。これは、5年前の調査から5.4

ポイントも増加したそうです。コロナで自粛が続くなか、孤独に陥りやすくなっている状況が見えてきます。孤立化は、例えばひとり親世帯や、家族のDV等と対峙している人など、若い層においても深刻な影を落としています。

また国の支援策からこぼれ落ちる人たちに対して、基礎自治体としてできる支援のあり方を考えていかねばならないと考えます。

今日は議論できませんでしたが、非正規雇用の問題は深刻であり、雇用調整助成金が拡張されたけれども、当事者への支援策としては成功したとはいえない状況です。とりわけ、コロナ禍の直撃を受けた産業に女性の働き手が多いことなどあると思いますが、行政が非正規雇用を増やさない、つまり官製ワーキングプアを生まない政策を追求することも課題の一つであると考えます。

コロナ禍は、コロナ以前から弱い立場にあった人たちの姿を浮き彫りにしました。

経済的支援のほかにも、地域社会などでの人との繋がりや、人権を大切にす  
るまちづくり、SOSを逃さない支援のあり方、人材の発掘、居場所づくりなど、  
これまでも行政がバックアップできることはたくさんあったと思います。勿論、  
何もできていないとは言いませんし、各現場の職員さんは頑張っておられると承  
知しています。支援体制がまだまだ充分ではないことを共通認識とし、今後の取  
組みを前進させていただきたいと思います。

コロナ禍は人災である、と述べた専門家がおられましたが、種々の場面での支  
援体制を広げていくことについて、一刻の猶予もないことをあらためて申し上げ、  
共有したいと考えます。相談体制などを充実させるためには、人の配置や育成が  
欠かせません。もっと人に予算をつけることが重要であることを指摘して、質問  
を終えます。